

受講規約

この受講規約(以下「本規約」といいます。)は、一般社団法人医療開発基盤研究所(以下「当法人」といいます。)が主催するすべてのオンライン学習コース(以下、「本学習コース」といいます。)に関する権利義務を定めるものです。本学習コースの受講を希望される方は、本規約の内容をよく読んで、十分理解したうえで、本規約に同意のうえお申し込みください。本規約に同意しない場合、本学習コースにお申込みいただくことはできません。お申し込みいただいた時点で、本規約に同意したものとみなされます。

第1条(適用範囲)

1. 本規約は、当法人が主催、運営するインターネットを利用したすべての本学習コースを対象とします。
2. 当法人が当法人ウェブサイト上で掲載する本学習コースの受講に関する取り決めは、本規約の一部を構成するものとします。

第2条(受講の申込みと通知)

本学習コースの受講申込みは、当法人が定める所定の方法に従って行うものとします。利用者に対する通知は当法人サイト上への掲載及び受講登録されたメールアドレスへのメールの送信により行うものとし、メールが送信された時点をもって、通知が完了したものとみなします。申込者は、受講登録した自らのメールアドレスにより当法人からのメールを受信できるように設定しなければなりません。また、本学習コースでは Zoom で講義を配信し、講義資料を Google ドライブに保存しており、申込者が自らアクセスして閲覧する形式のため、自らの通信環境で Zoom へのアクセスや Google ドライブにアクセスできるように設定しなければなりません。

当法人は、本サービスに関する情報等をメールで利用者に通知する場合、利用者が当法人からのメールの受信を拒否する設定をした場合でも、受講登録されたメールアドレス宛に送信した時点をもって通知が完了したものとみなします。

当法人は、利用者が受講登録したメールアドレスに不備があったこと、利用者がメールアドレスの変更を当社に通知しなかったこと、または利用者が適切に受信設定しなかったことに起因して当法人からのメールが届かなかった場合、同不到達に対して、一切責任を負わないものとします。なお、利用者は、同不到達に起因して生じるすべての損害等について責任を負うものとし、いかなる場合も当社を免責するものとします。また、利用者が Zoom へのアクセスや Google ドライブへのアクセスを設定しなかったことに起因して講義の視聴や講義資料へのアクセスができなかった場合、一切責任を負わないものとします。

本サービスに関する利用者から当法人への通知・連絡は、当社サイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームの送信または当法人が指定する連絡方法により行うものとします。利用者から通知・連絡があった場合、利用者は、当法人所定の方法により、利用者の本人確認を行うことができるものとします。

第3条(受講契約の成立)

1. 本学習コースの受講契約(以下「受講契約」といいます。)は、以下の条件を満たした場合に、本学習コースを主催する当法人及び/又は講師(該当のコースごとに異なります)

で、別途ご確認下さい。以下「主催者」といいます。)と本学習コースに申込みをした利用者(以下「申込者」といいます。)との間で成立します(受講契約が成立し、その当事者となった申込者を、以下「受講者」といいます。)

- (1) 申込者が、主催者が定める申し込み手続きに従って、本学習コースの申込みをしたこと
 - (2) 申込者が、納付期限までに、本学習コースの受講料(以下「受講料」といいます。)を支払ったこと
 - (3) 主催者が、本学習コースの定員、受講資格、その他の必要事項を確認のうえ、申込みを承諾したこと
 - (4) 申込者が未成年者である場合、親権者その他の法定代理人の同意を得ていること
 - (5) 暴力団員、暴力団準構成員、これらと密接な関係を有する者、その他の反社会的勢力でないこと
2. 後に前項に定める条件を満たさないことが判明した場合、主催者は、前項の申込みの承諾を取り消すことができます。
3. 申込者は、本学習コースの申込みを主催者から承諾されない場合又は承諾を取消された場合、支払い済みの受講料の返金を受けることができます。ただし、申込期限を過ぎた申込み、受講資格のない申込者からの申込み、その他、相当の理由がある場合、主催者は返金に要する費用を控除することができます。

第4条(受講契約の不承認と受講契約承諾の取り消し)

以下のいずれかに該当する場合、受講契約を承認しないこと、または承認を取り消すことがあります。

1. 申込者及び受講者が受講規約に違反した場合。
2. 受講申込の際の申告事項に虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
3. 本学習コース受講に際して、受講停止措置を受けたことがある、又は現在受けている場合。
4. 当法人からの請求後、当法人が定める支払い期日までに受講料の支払いがない場合。
5. 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかで、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意を得ずに申し込んだ場合。
6. 過去に当法人に対する代金の支払いを怠っていた場合。
7. 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者)であるか、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力、反社会的勢力等との何らかの交流、若しくは関与を行っている当法人が判断した場合。
8. 当法人の業務の遂行上又は技術上の支障がある場合。
9. その他、当法人が受講契約を結ぶことを不相当と判断した場合。

第5条(受講料)

学習コースごとに、別途定めるものとします。

第6条(決済方法)

本学習コースの受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

(1)一括銀行振込

受講料全額を当法人が指定する口座へお振込み下さい。

(振込手数料は申込者の負担とします。)

指定口座は、申込み後に当法人から送信するメールに記載しております。

(2) クレジット決済

各カード会社の引き落とし日に引き落としされます。

第 7 条(学習コース開講日以降の解約)

学習コース開講日以降の受講者からの解約は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切致しません。

第 8 条(受講料の返金)

受講者の都合による欠席や受講の中止については、受講料の返金は一切致しません。

第 9 条(オンライン学習コース)

1. 本学習コースをオンラインで受講するときは、次に掲げる事項を遵守してください。

- 1). 受講者は、当法人が指示した講義資料を事前に予習しておくこと。
- 2). オンライン学習コースの受講前に当法人が指定する動画を視聴することを必須としている場合、受講者は自己の責任において当該学習コースを受講すること。受講者都合により受講しなかった場合の不利益に対して主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 3). 受講時は、本名で参加し、講義開始時は顔出しをすること。
- 4). パソコンを使用し受講すること(当法人または講師が許可する場合を除きます。)。イヤホンまたはヘッドセット等を使用し、講師と受講者のコミュニケーションが円滑にはかれる環境を整えること。
- 5). オンライン学習コースに関する URL、ID、パスワード等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者と共有、第三者への開示、貸与、譲渡等をしないこと。当法人は受講者がこれらを消失または第三者に使用されたことによって受講者が被る損害について一切責任を負わない。
- 6). 受講者がやむを得ない事情により本学習コースに出席できない場合、当法人は、その裁量により、同一内容の本学習コースの動画視聴を認めることがあります。
- 7). お申込み者である受講者以外の者は同席させないこと。
- 8). 学習可能期間は各学習コースごとに設定されており、学習可能期間終了後は、受講者の受講権利が消滅します。ただし第 12 条は学習可能期間を過ぎた後も有効とします。なお、原則として、学習可能期間の延長は行いません。
- 9). その他、当法人および講師の指示に従うこと。

2. オンライン学習コースの受講料は、第 5 条に基づき受講前に納付いただきます。

3. オンライン学習コースを受講するためのインターネット接続やシステム等の設備および受講するために必要となる道具(パソコン、イヤホンまたはヘッドセット等)は受講者の費用負担と責任で調達するものとします。

4. 前項の設備等の不具合または道具の不準備により、オンライン学習コースの受講に支障が生じたとしても、当法人はそのことに関して一切の責任を負わないものとします。

第 10 条(学習コース開催の中止)

天変地異・自然災害・悪天候・その他の不可抗力により本学習コースを中止又は遅延せざるを得ない場合、主催者は、かかる不可抗力の影響が解消された後に日程を延期して当該学習コースを開催することができます。かかる延期により受講者に何らかの損害(延期された日程に出席できない場合又は終了時間の遅延により本学習コースを中止せざる

を得ない場合を含みます。)が発生した場合であっても、主催者は一切の責任を負わないものとします。

第 11 条(学習コース修了の要件)

学習コースの全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります。

第 12 条(著作物等)

本学習コースの内容の一切(本学習コースに関する発明、考案、創作、画像、映像、音源、テキスト、図表、プログラム、アイデア、ノウハウ、メソッド、プラン、デザイン、仕様、公式、データを含み、以下「本著作物等」といいます。)に関する著作権及びその他知的財産権は当法人に帰属し、当法人の事前承諾を得ずに、次に定める行為を行うことを禁じます。

1. 本著作物等の全部又は一部を、自己若しくは第三者の著作物に掲載する行為、自己若しくは第三者のウェブサイトに掲載する等の公衆送信行為、複製・改変等して第三者に頒布する行為、又はその他当法人が別途具体的かつ明示的に許諾した使用範囲を超えて、本著作物等を使用する行為。
2. 本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為。
3. その他、当法人が禁止する行為。

第 13 条(秘密保持)

受講者は、本学習コースを受講するにあたり、当法人によって開示された当法人固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第 14 条(個人情報)

当法人は、本学習コースの開催にあたり知り得た受講者の氏名、生年月日その他の個人情報を当法人のプライバシーポリシー(<https://ji4pe.tokyo/policy.html>)に従って厳正に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き、受講者の同意を得た目的の範囲内でのみ利用致します。

第 15 条(禁止事項)

1. 受講者は、本学習コースを受講するにあたり、理由の如何にかかわらず以下の各号に該当する行為を行うことを禁止します。
 - 1). 当法人及び講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等。
 - 2). 学習コース内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとして、当法人及び講師等に一切の責任を求めること。
 - 3). 本学習コースの受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当法人及び講師等に一切の責任を求めること。
 - 4). オンライン学習コースの録音、録画、撮影、ダウンロード等。
 - 5). 他人の名誉を毀損したり、わいせつ、暴力、その他不適切な内容を送信または掲載する行為。
 - 6). コンピューターウイルスを含んだ有害なプログラムなどの送信または書き込み。

- 7). オンライン学習コースに関するネットワークまたはシステム等への不正アクセスを試みる行為、その他当法人の運営を妨害するおそれのある行為。
 - 8). オンライン学習コースに関するネットワークまたはシステム等への過度な負担。
 - 9). 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)。
 - 10). 第 16 条に定める受講資格失効につながる行為。
 - 11). 本規約に禁止の定めのある行為、その他、当法人が不適切と判断した行為。
2. 本条第 1 項の規定に反する行為があった場合、当法人は、受講者の受講資格及び/又は修了証書の発行を取り消すことができます。なお、受講資格や修了証書発行が取り消された場合であっても、受講料の返金はできません。また、当協会は、当該受講者が将来、本学習コースに申し込みを行った場合、かかる申し込みを承諾しないことができます。

第 16 条(受講資格の失効)

次のいずれかに該当した場合には、学習コースの受講資格を失効し、その後、当法人の如何なる学習コースの受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切致しません。

- (1) 当法人の同意なく、学習コースの内容を第三者に開示した場合。
- (2) 学習コースの内容を改変して使用した場合。
- (3) 本規約又は法令に違反した場合。
- (4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。
- (5) 当法人の事前の同意なく、当法人の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合。
- (6) 当法人又は当法人の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
- (7) 当法人の事業活動を妨害する等により当法人の事業活動に悪影響を及ぼした場合。

第 17 条(地位の譲渡)

本学習コースの受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

第 18 条(非保証・免責・損害賠償)

1. 受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、当法人及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 当協会及び講師は、本学習コースについて、その完全性、有用性、正確性、最新性、真実性について、明示的にも黙示的にも一切保証しません。
3. 受講者が、主催者の責めに帰すべき事由により何らかの損害を被った場合であっても、当協会及び講師は、故意又は重過失による場合を除き、現実が発生した直接かつ通常の範囲内の損害について、現実を受領した受講料の額を上限として賠償する責任を負うにとどまり、間接損害、特別損害、偶発損害、遺失利益について賠償する責任を負いません。

第 19 条(反社会的勢力の排除)

1. 受講者及び当法人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- (1)取引開始前又は取引継続期間内において、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2)取引開始前又は取引継続期間内において、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)又は社員が反社会的勢力ではないこと。
 - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、セミナーの申込を行わないこと。
 - (4)取引継続期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
2. 受講者又は当法人の一方について、この契約の有効期間内に、前項のいずれかに該当した場合には、その相手方是何らの催告を要せずして契約を解除することができます。

第 20 条(本規約の改定)

当法人は、必要に応じていつでも、受講者の同意、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 548 条の 4(定型約款の変更)その他適切な方法により、本規約を改定することができます。本規約を改定する場合、改定後の規約の内容および効力発生日を当法人のウェブサイトその他の適切な方法により周知し、または受講者に通知します。改定後の本規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

第 21 条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第 22 条(合意管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をその管轄裁判所とします。

第 23 条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

附則

本受講規約は、2022 年 4 月 1 日より効力を発します。

一般社団法人医療開発基盤研究所
代表理事 今村 恭子